

●説明会での主なご意見と検討状況

NO.	ご質問・ご意見(要約)	件数	説明会での回答	説明会におけるご意見を踏まえた検討状況
<b>(1)一元化に係る全般事項</b>				
1	施行時期はいつからか。年度で区切った施行時期にしてほしい。	16	周知期間、準備期間を十分設けた上で施行する予定です。	団体の活動に極力支障のないよう、準備期間を設け、施行開始時期については下記のとおり検討しています。 平成31年度(2019年4月1日から2020年3月31日まで)の利用分については、申請開始日、施設使用料、利用団体区分に関する制度を変更することなく、現行どおりの制度、手続きにより申請を受け付けます。 その翌年度(2020年4月1日から2021年3月31日まで)利用分から一元化する方向で検討しています。
2	時間貸しや現行の貸出時間の見直し、部屋を区切る等少しでも負担を減らしてほしい。	16	今後の施設運営の参考とさせていただきます。	利用者の皆さまの利便性の確保、負担の軽減のため、現在、施設使用料で区分している「午後」の利用時間(午後1時から5時まで)について、半分に区切り、前半と後半での利用ができるような区分を新設し、使用料については、利用した区分の金額となるように検討しています。
3	見直しによる使用料収入試算はどのぐらいになるか。	9	施設の運営費に占める使用料の割合は、生涯学習施設全体で6%から12%に上昇する見込みです。 生涯学習センター:13%→13% 生涯学習交流館(清水区):1%→11%(3,400万円の増収)	—
4	生涯学習センターと生涯学習交流館は、施設の成り立ちが異なるため、一元化する必要はないのでは。	11	生涯学習センターは2~3中学校区を目安に設置され、生涯学習交流館は、1中学校区を目安に設置されていますが、施設での生涯学習活動に違いはありません。 現在の施設の利用実態をみると、生涯学習センターにおいても生涯学習交流館と同様の活動が行われていること、またセンターと交流館で利用方法が異なっているため利用しづらいのご意見もあり、一元化することとしました。ご理解をお願いします。	—
5	制度を統一するのであれば、清水区側の制度に一元化すべき。	17	旧清水市の公民館において子育てに関する取組や軽運動など様々な活動が行われてきたことには敬意を表します。 しかし、公共施設を維持管理していくためには多額の費用が必要であり、施設を将来にわたり継続的に維持管理していくために生涯学習施設においても、他の公の施設と同じように施設利用者に対し応分の負担を求めることが必要であると考えております。ご理解をお願いします。	—
6	現在の交流館の制度があることで社会的な活動やボランティア活動ができていたため、一元化により活動が縮小してしまう。	10	—	—
7	施設の目的や設備が違うため、生涯学習施設を他の「公の施設」と同じと捉えられてしまうことに違和感がある。	2	—	—
<b>(2)使用料の一元化</b>				
8	有料化により、団体の運営ができなくなる。	19	公共施設を維持管理していくためには多額の費用が必要であり、現在の少子高齢化の潮流の中で、市の財政における公の施設の維持管理に係る負担の割合は増大しています。	—
9	交流館の有料化をせずに、生涯学習センター側を無料にすべき。	8	将来にわたり継続的に維持管理していくために生涯学習施設においても応分の負担を求めることが必要と考えております。生涯学習施設を維持していくため、今後も充実した生涯学習活動を継続していただけるよう、利用認定団体については半額として配慮させていただきました。次の世代につなぐ施設運営ができるようにするための見直しであるため、ご理解をお願いします。	—
10	無駄使いをなくせば、有料化をしなくてもよいのではないか。	7	—	—
11	有料化により、生涯学習を後退させることになるのではないか。利用者数が減少するのではないか。	12	—	—
12	現状の無料を維持してほしい。	6	—	—
13	冷房や電気を使っているのだから、利用者が使用料の負担をするのは当然だと思っている。無料で使うということは、交流館を使っていない人たちの税金を使っている。	12	施設を利用する人としらない人の公平性の観点からも、利用者から応分の負担を求めることが必要と考えております。	—
14	使用料の負担は仕方がないが、徴収した使用料は生涯学習交流館の施設のために使ってほしい。	5	今後の施設運営の参考とさせていただきます。	—
15	すでに有料で使っている団体もあることを知ってもらいたい。	3	ご意見ありがとうございます。	—
16	一般料金の半額負担としているが、負担の割合を減らせないか。	8	今回の見直しにおいては、現在の使用料体系を用いる予定です。	利用者の皆さまの利便性の確保、負担の軽減のため、現在、施設使用料で区分している「午後」の利用時間(午後1時から5時まで)について、半分に区切り、前半と後半での利用ができるような区分を新設し、使用料については、利用した区分の金額となるように検討しています。
<b>(3)申請開始日の一元化</b>				
17	1年間の計画のもと活動しているため、3か月前から予約では活動が大変になる。	9	9条認定団体は利用認定団体として、3か月前の申請開始日で一元化をする予定です。ご理解をお願いします。	—
<b>(4)(仮称)地区公益活動団体の取扱いについて</b>				
18	(仮称)地区公益団体も無料にするのではなく、少しでも使用料をとるべき。	5	少子高齢化や市の財政規模の縮小などにより、地域の課題は地域で解決していく活動が、今後ますます必要となります。自治会等の団体が、交通安全、防犯など地域課題の解決にむけて活動する中で地域やまちづくりを学ぶ人材が養成されていくよう、地域コミュニティによるまちづくり活動を通じた生涯学習活動を促進するため、地区公益活動団体を無料とすることを考えております。	—
19	災害時を考えた場合、町内会、自治会が優先するのは理解できる。	1	ご意見ありがとうございます。	—
20	(仮称)地区公益活動団体の線引きはどうなるのか。	1	地区公益活動団体については、今後、該当する団体について具体的に定める予定です。	地区公益活動団体として認定する団体は、「地区を基盤として設立され、地区住民を構成員とし、地区の住民自治、社会福祉の推進について必要性が高い公益的な活動を行うことを目的とする団体」とするよう、検討しています。

(5)見直しに伴う意見の聴取について				
21	今回説明したことは決定事項なのか。	13	議会に条例改正等を諮るまで決定されたことではありません。説明会で利用者の皆さまにお示しするのが初めての機会ですので、ここでいただいたご意見を参考に最終的な調整を図ります。	—
22	利用者の意見を反映してほしい。	10	生涯学習審議会の答申を踏まえ、市で利用方法の見直しを検討し、方向性をお示しました。新しい利用方法の導入にあたっては、利用者の皆さまへの説明を行うとともに、導入当初の混乱を避けるための十分な配慮を行い、利用者の皆さまのご理解を得るよう努めてまいります。	—
23	説明会の実施状況について、報告または説明会を実施してほしい。	9	現段階ではあくまで「見直し案」のため、説明会でいただいた意見をもとに詳細は検討していきます。また各館で頂いた意見質問と市の回答については、各館で提示し利用者の皆さまに共有させていただきます。	11月30日から本報告を各生涯学習施設に配架するとともに、市のHPでも公表いたします。
24	生涯学習施設利用者以外に説明はしないのか。	2	まずは説明会を通して利用者の皆さまに説明をさせていただきました。なお、説明会で使用した資料は各館にも配架します。また、説明会の開催は静岡市のホームページにも掲載しています。	12月中旬からパブリックコメントを実施し、施設を利用しない方のご意見も広く聴取することとします。
(6)その他ご意見				
25	自分たちの団体は、現在どの区分か。また、新しい団体区分ではどこになるのか。減免の対象になるのか。	24	現在の団体区分は各施設や、生涯学習推進課にお問い合わせください。また、新しい団体区分、使用料の減免は、活動内容を踏まえて認定します。	—
26	使用料がいくらになるか。今後は使用料を値上げしていくことにならないか。	27	部屋の規模、時間帯によって使用料が異なるため、使用する部屋の料金をご確認ください。料金表は、各施設に設置してあるほか、ホームページでもご確認できます。また、今回の見直しでは、消費税増税を除き、料金改定はせず、現行料金を維持する予定です。	—
27	新しい制度の認定方法や、申請手続き、減免申請の方法を知りたい。	19	毎年団体認定を行っていただくことを想定していますが、申請手続き等の詳細については検討中です。	—
28	使用料の支払い方法を知りたい。	1	使用料については施設の窓口にてお支払いいただきます。	—
29	見直しの検討の方法や開始した時期を知りたい。	5	見直しの検討は、平成28年度から有識者による利用検討委員会、平成29年度から有識者や市民委員による生涯学習推進審議会において市長の諮問に基づき見直しの検討を行いました。今回の見直し案は、審議会の答申に基づき作成しました。また、平成28年度には市民3千人を対象としたアンケートや、平成29年度には施設利用者を対象としたアンケートを実施しています。	—
30	今後の施設をどのように運営していくのか。	3	施設を将来にわたり継続的に維持管理していくために生涯学習施設においても、他の公の施設と同じように施設利用者に対し応分の負担を求めることが必要と判断しました。また、各施設では新規利用者の拡大を目指した講座実施するなど取り組みを行っており、様々な世代の方が利用できる施設運営を目指しています。	—
31	配置適正化方針について (施設の現状、今後の改修等の計画 等)	7	築30年を超える施設は、葵区に6施設、駿河区に3施設、清水区に9施設あります。建て替えの際には、施設面積の縮減や他施設との合築を検討することとなりますが、無人館を除く施設の配置数は維持することとしました。改修等は計画を立てて実施していきます。	—
32	建て替えにかかる費用について (建て替えにかかる費用の負担 等)	4	アセットマネジメントにより改修等計画を立て、使用料と税金によって計画的に実施します。	—
33	指定管理制度や指定管理者について (指定管理者、指定管理料等)	10	現在、生涯学習センターは静岡市文化振興財団共同事業体、生涯学習交流館は清水区生涯学習交流館運営協議会が指定管理者として、地域と連携し、地域の特性を活かした管理運営をしています。指定管理制度では、市で運営に係る経費を精査したうえで指定管理料の上限を提示し、この中で指定管理者のノウハウで事業を実施します。また、赤字であっても補填なく、団体の努力で黒字であっても問わないのが原則となっており、団体の資産処分に対して、「原則的に市が関与できるものではない」と認識しています。その中で市としては指定管理者における指定管理料の繰越金の使途は、施設利用者の利便性向上や団体の設立趣旨に沿ったものが好ましいと考え、そのようにお願いしています。	—
34	利用者説明会の通知について (開催通知の内容 等)	3	通知は8条認定団体、9条認定団体、公共的団体に送付しています。説明会の通知は順次発送しているため、未発送分の通知には、説明会資料を同封することとします。	—
35	市街の施設と、郊外の施設では地域によって制度に差があってもいいのではないのか。	4	利用方法の見直しのポイントの一つは、同一の活動は、同一の利用方法とすることで、施設における利用方法や負担を統一することです。また、生涯学習施設を維持しつつ、今後も充実した生涯学習活動を継続していただけるよう、利用認定団体については半額として配慮させていただきました。次の世代につなぐ施設運営ができるようにするための見直しであるため、ご理解をお願いします。	—
36	蒲原合併時に生涯学習施設の利用に関する取り決めはなかったのか。	2	生涯学習施設に関する取り決めはありません。	—
37	各生涯学習交流館で説明会を実施して、丁寧に説明してくれてよかった。	1	今回の見直しは、利用者の皆さまには影響があるため、葵区・駿河区で9回、清水区で21回の説明会を実施し、丁寧に説明をさせていただきました。	—
38	その他のご意見	16	—	—